

# 台東区立金曾木小学校 いじめ防止基本方針

2024. 4改訂

## はじめに

今年度、金曾木小学校は、子供たち自身がいじめについて考え行動できるようにすることをいじめ防止の取組の重点とします。

- ① いじめに関する授業をどの学年も年3回以上実施します。道徳や学級活動の時間に、いじめは絶対に許されない行為であること指導します。
- ② 日常の授業において、児童同士が話し合い、合意形成や意思決定を行う場を増やします。それが、お互いを尊重しいじめを予防することにつながるという信念をもって指導に当たり、児童自身も自分たちで合意形成や意思決定する意義を体験的に学んでいくようにします。授業力を向上するために、校内研究において、「学び合い」「協働的な学習」をテーマに研究を進めます。

## 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、絶対に許されるものではありません。ですから、いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうるものであるとの認識をもち、これを未然に防止するための取り組みを学校全体で行うことが必要です。そこで、台東区立金曾木小学校においては、全ての児童が安心して学校生活を送ることができるよう、学校・地域・家庭その他の関係者の連携の下、いじめが行われなくなることを目的として、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）に向けた取り組みを組織的・計画的に推進します。

## 2 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童に対して、その児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、その行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」と、「いじめ防止対策推進法」で規定されています。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要です。この際、いじめには、多様な様態があることを鑑み、「法」の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないように留意することが必要です。

### 〈具体的ないじめの態様〉

- ◆ 冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ◆ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ◆ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ◆ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。

- ◆ 金品をたかられる。
- ◆ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ◆ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ◆ パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。等

### 3 いじめ防止等に関する基本的な考え方

#### (1) いじめの防止

いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、「命、財産、人権」を合言葉として「金曾木よい子の約束10」に基づいた指導を徹底し、未然防止に取り組みます。また、未然防止の基本は、人権尊重教育の取り組みを根幹とし、全教育活動を通じて、児童にコミュニケーション能力を育むこと、規律正しい態度で学習に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うことにあります。

加えて、「挨拶当番の活動」「なかよし班活動」「異学年交流」等を通して、集団の一員として自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくります。さらに、教職員の言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう指導の在り方に細心の注意を払っていきます。

#### (2) 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員をはじめ周りの大人たちが認識することが必至です。その認識の基、ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いを持って早い段階からの的確に関わりをもつこと、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが重要です。そのために、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ必要があります。あわせて、定期的な児童対象のアンケートや相談ごとの投書箱「ハートボックス」、「いじめ」相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組むこととします。

#### (3) いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「いじめ防止対策委員会」が中心となって組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮を踏まえた上で、毅然とした態度で指導します。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力や関係機関・専門機関と連携しながら取り組みます。

#### (4) 重大事態の発生と調査

##### ① 重大事態の意味について

「生命、心身又は財産に重大な被害」とは、以下のようなケースが想定されますが、いじめを受ける児童の状況に着目して判断します。

- ◆ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ◆ 身体に重大な傷害を負った場合
- ◆ 金品等に重大な被害を被った場合

- ◆ 精神性の疾患を発症した場合
- ◆ 相当の期間学校を欠席した場合
- ② 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、台東区教育委員会へ事態発生について速やかに報告します。

## 5 金曾木小学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

### (1) いじめ防止対策委員会

いじめ防止・早期発見・対処等について組織的に取り組むため、その中核と成る常設の「いじめ防止対策委員会」を設置し、いじめに関わるわずかな兆候や懸念、児童からの訴え等に対して組織的に対応していくこととします。また、必要に応じて、該当する学級の担任と学年主任、専科教諭も加わり、迅速かつ的確な対応を行います。

なお、この「いじめ防止対策委員会」は、いじめの早期発見・早期解決の取り組みだけでなく、いじめ防止に向けた教職員の研修の実施、いじめ防止に向けた保護者への働きかけの実施についても、その中心となって企画・運営をします。

### (2) いじめに関する相談体制

児童や保護者がいじめに関する相談をするための体制として、副校長・養護教諭・スクールカウンセラーを「相談窓口」とします。そして、「相談窓口」に相談があった場合には、直ちに校長と学級担任、生活指導主任に連絡・報告するとともに、その内容を踏まえ、「いじめ防止対策委員会」を立ち上げ、迅速かつ的確に対応することとします。

## かな そ ぎ こ やくそく 金曾木よい子の約束10

- 1 <sup>ともだち</sup> 友達のものを<sup>かく</sup>隠したり<sup>こわ</sup>壊したりしません。
- 2 <sup>ともだち</sup> 友達に対して、<sup>たい</sup>暴力（<sup>ぼうりょく</sup>殴ったり<sup>なぐ</sup>蹴ったり<sup>け</sup>など）を<sup>ふる</sup>ふるいません。
- 3 <sup>ともだち</sup> 友達を<sup>いや</sup>いやな<sup>な</sup>あだ名や<sup>よ</sup>呼び捨てで<sup>よ</sup>呼びません。
- 4 <sup>ともだち</sup> 友達の<sup>わるくち</sup>悪口を<sup>い</sup>言いません。
- 5 <sup>ともだち</sup> 友達がいやがるよう<sup>ばなし</sup>なうわさ話を<sup>し</sup>しません。
- 6 <sup>ともだち</sup> 友達の<sup>な</sup>ことを<sup>なかま</sup>仲間はずれに<sup>むし</sup>したり無視したり<sup>し</sup>しません。

7 <sup>ともだち</sup> 友達の <sup>あそ</sup> いやがる <sup>かた</sup> 遊び方をしません。

8 <sup>ともだち</sup> 友達が <sup>わる</sup> 悪口 <sup>ぐち</sup> などを <sup>か</sup> 書いた <sup>メモ</sup> メモや <sup>てがみ</sup> 手紙をやりとりしません。

9 <sup>ともだち</sup> 友達の <sup>しっばい</sup> 失敗を <sup>せ</sup> 責めたりからかったりしません。

10 <sup>なかま</sup> 仲間に入れず <sup>はい</sup> ひとり <sup>ひと</sup> ぼっちでいる <sup>ともだち</sup> 友達がいないよう <sup>さそ</sup> 誘い <sup>あ</sup> 合います。